

会 員 各 位

一般社団法人 滋賀県自動車整備振興会

「自家用車積載車の有償運送許可」に係る研修会の開催について

平成23年9月1日より、「事故車等の排除業務に係る有償運送許可」の対象が拡大され、自家用自動車による有償運送（事故車等の排除業務）も可能となりました。許可を得るためには、「国土交通省が指定した団体により研修を受けている事」と義務付けられております。

この度、標記の研修会を下記のとおり開催いたしますので、新たに有償運送許可を必要とされる事業者ならびに、引き続き有償運送許可を必要とされる事業者の方が対象となります。

記

- 開催日
第1回 平成26年 6月3日(火) 10:00~16:00(受付9:15~)
ひこね文化プラザ(メッセホール) 彦根市野瀬町187-4
第2回 平成26年 6月19日(木) 10:00~16:00(受付9:15~)
守山市民ホール 小ホール(集会室) 守山市三宅町125
- 申込方法
振興会ホームページ(<http://www.saspa.or.jp>)より申込用紙をプリントアウトしていただき、必要事項を明記の上、5月20日(火)までに企画指導課までFAXもしくはご持参下さい。
- 持参品
①受講料： 会員 5,000円 会員以外 8,500円(当日受付にて支払)
テキスト代金 500円(希望者のみの販売)
※ 前年度のテキストを用いて受講されても構いません。
②筆記用具
③許可を受ける車積載車の任意保険の証書(写)〈**被害者一名につき無制限の補償額**〉
④許可を受ける車積載車の自動車検査証(写)
⑤「有償運送許可証」(写)※既に許可証をお持ちの場合
⑥許可を受ける事業者が**法人の場合** 事業者印(角印)
許可を受ける事業者が**個人の場合** 個人の認印(シャチハタ不可)
※ 印鑑を持ち出せない場合は、「自家用自動車有償運送許可申請委任状」(振興会ホームページの会員専用ページよりダウンロード)に押印(排除事業者名欄と捨印部分の2箇所)の上ご持参下さい。
※ 後日、申請書類を提出される場合は、③~⑥は必要ございません。
- 定員 各200名(定員になり次第、先着順にて締め切らせていただきます)
※ 今年度より研修会を受講されますと許可開始日から3年以内の許可期間となります。
※ 当日、昼食は各自でご用意、お済ませ下さい。
〈お問い合わせ先は、企画指導課まで TEL077-585-2221〉

「自家用車積載車の有償運送許可」に係る研修会 受講申込書

申込期限 平成26年5月20日(火)まで

研 修 希 望 日	① 第1回 6月 3日(火) ひこね文化プラザ	②第2回 6月19日(木) 守山市民ホール
認 証 番 号		TEL
事 業 場 名		
事 業 者 名		
参 加 者 名		
許可証満了日 ※(現在、既に許可証をお持ちの場合)	平成 年 月 日	

※車積載車を複数台お持ちの事業者で、許可期間にバラつきがある場合は、許可証満了日が最も早い満了日を記入して下さい。

事故車等の排除業務に係る有償運送許可の取扱いにおける
主な変更点及び注意点について

- (1) 平成 26 年度以降に実施する研修会を受講し、許可申請される場合、交付される許可証の有効許可期間が 1 年間から 3 年間に変更となりました。有効許可期間の変更に伴い、毎年受講する義務がなくなり、3 年毎の受講に変更となりました。

例：(昨年度まで) 始期 平成 26 年 6 月 1 日 ～ 終期 平成 27 年 5 月 31 日
(今年度より) 始期 平成 26 年 6 月 1 日 ～ 終期 平成 29 年 5 月 31 日

※ただし、研修日より 1 年以内に 1 台も許可申請を行わなければ申請権利がなくなり、許可申請するためには、翌年度以降の研修会に参加していただかなければ、許可申請が出来ませんのでご注意ください。

- (2) 平成 26 年度以降に許可申請される場合、許可を得ようとする車積載車について、被害者 1 名当たりの補償額を無制限とする対人賠償保険等に加入しなければなりません。
(5,000 万円以上から無制限に変更となりました。)

- (3) 車積載車を複数台お持ちの事業者で、許可期間にバラつきがある場合、2 台目以降は、1 台目の有効許可期間の終期を合わせた許可期間で交付されます。

例：1 台目の許可期間 始期 平成 26 年 6 月 1 日 ～ 終期 平成 29 年 5 月 31 日
2 台目以降の許可期間 始期 平成 26 年 9 月 1 日 ～ 終期 平成 29 年 5 月 31 日

※許可申請を 1 度出すと、その後許可期間の変更は出来ませんのでご注意ください。

- (4) 以下の条件時に許可証の再交付申請が出来ることとなりました。

- ・紛失または破損した場合
- ・人格が変わらない単なる氏名又は名称の変更
- ・自動車登録番号標または車両番号標の滅失、き損等による自動車登録番号標等の変更の場合

※この場合有効許可期間を引き継ぎます。

- (5) 希望する許可期間の始期 3 ヶ月前から 1 ヶ月前までの 2 ヶ月間で許可申請しなくてはなりません。

例： 許可期間 始期 平成 26 年 9 月 1 日 ～ の場合
申請期間は 平成 26 年 6 月 1 日 ～ 平成 26 年 8 月 1 日までの 2 ヶ月間

- (6) 受講人数は 1 事業者、1 名と致します。

※同一事業者で、車積載車を複数お持ちの場合は、1 事業者 1 名の受講で複数の車積載車の許可申請を行えます。但し研修内容について社内教育を行う必要があります。
※車積載車の登録番号が県外の場合は、滋賀運輸支局には申請できません。